解散公告

当社は、平成二十六年一月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月五日

名古屋市南区豊三丁目五番二〇号

有限会社富士鋳造所

清算人　長瀬　和代

解散公告

当社は、平成二十五年十二月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月五日

滋賀県大津市大将軍三丁目七番一〇号マンション きよし三〇一

合同会社自転車ライフプロジェクト

代表清算人　藤本　芳一

解散公告

当社は、平成二十二年十月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月五日

滋賀県大津市大将軍三丁目七番一〇号マンション きよし三〇一

有限責任事業組合自転車ライフプロジェクト

代表清算人　藤本　芳一

解散公告

当社は、平成二十五年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月五日

滋賀県彦根市松原町一一四六番地の一

有限会社ル・ヴアン・ド・ヴエール

清算人　羽渕　清

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月五日

大阪市中央区南船場四丁目九―一二

有限会社石橋建築デザイン

清算人　石橋　信男

解散公告

当社は、平成二十六年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月五日

島根県雲南市加茂町神原九九五番地

有限会社加茂常松組

清算人　常松　治子

解散公告

当社は、平成二十六年一月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月五日

福岡市中央区天神二丁目三番一〇号　天神パインクレスト九二三号

有限会社シーラカンス

清算人　中ノ森義憲

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月五日

福岡市早良区百道浜二丁目三番二号ＴＮＣ放送会館二階

ＮＰＯ法人ミュージックセラピー

清算人　吉田　信一

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十二月一日一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十六条第一項の規定により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月五日

岩手県一関市萩荘字八幡一五三番地一

社団法人達古袋農業教育協会

代表清算人　三浦　善昭

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間満了により、平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月五日

群馬県前橋市大手町一丁目一番一号

財団法人群馬県藤楓協会

代表清算人　片野　清明

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年二月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月五日

茨城県水戸市千波町六二七番地四三

財団法人茨城郷土部隊史料保存会

清算人　鶴見　和滿

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月二十六日存続期間の満了によって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年二月四日）の翌日から二箇月以内に申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月五日

東京都港区浜松町一丁目二五番一〇号

財団法人亜細亜技術協力会

清算人　金　海坤

解散公告（第二回）

当社は、平成十六年九月十六日開催の株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月五日

富山県高岡市戸出栄町四三番地六

株式会社中村彫金所

清算人　髙田　和喜

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月十五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年二月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月五日

京都市南区吉祥院西定成町三五番地

社団法人京都府肢体障害者協会

代表清算人　岸　喜代至

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月五日

茨城県水戸市泉町三丁目七番二八号

財団法人望月学園

代表清算人　下山田達司

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十二月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年二月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月五日

東京都千代田区神田錦町一丁目一七番地の八

財団法人信行社

代表清算人　志邨　節子